

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」 （パーキング・パーミット制度）が始まります

川崎市は、誰もが安心して外出し社会参加できるバリアフリーの街づくり実現に向けて、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方が駐車しやすくなるよう、神奈川県と共同で「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」（パーキング・パーミット制度）を令和6年11月1日から実施します。障害のある方や要介護認定者、難病患者、妊産婦、けが人等、移動に配慮が必要な方を対象に利用証を交付し、車外から見えるように掲示することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促すものであり、制度実施に合わせて、利用証の交付申請受付を開始します。

1 制度概要

車椅子利用者などのために設けられた駐車区画について、予め利用証を交付することで対象者を明確にする仕組みです。区画利用の必要性が低い方の不適正な利用を抑制する効果が期待できるほか、外見から障害の有無などが分かりづらい内部障害のある方などが、安心して区画を利用できるようになります。利用証は、障害者等用駐車区画に駐車する際、ルームミラーに掛けるなど、車外から見えるように掲示します。



（利用証の使用イメージ）

2 申請方法

県又は市にて、電子申請又は郵送により受け付けます。（詳細はホームページで順次公開します）

【郵送での申請先】

県	〒231-8588 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課調整グループ ※住所記載不要
市	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 地域福祉担当

3 申請受付開始日

令和6年11月1日（金曜日）午前9時から

4 制度ホームページ

制度内容、申請方法等の詳細は県又は市のホームページを御確認ください。

県	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html
市	https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170238.html

< 問合せ先 >

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
地域福祉担当 清水
電 話：044-200-2625